明治二十五年三月三十一日　第三種郵便物認可

官報

（号　外）
独立行政法人国立印刷局

目次

〔省　令〕
○特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律施行規則の一部を改正する省令（農林水産・環境一）　一
〔告　示〕
○文化財を登録有形文化財に登録する件（文部科学六）　六
○登録有形文化財の登録を抹消する件（同七）　三
○植物防疫法施行規則別表一の第一の二の項の農林水産大臣が指定する有害動物及び同表の第二の二の項の農林水産大臣が指定する有害植物の一部を改正する件（農林水産三四四）　三
○新潟空港の飛行場灯火について告示した事項に変更を加えた件（国土交通一三四）　三
○長崎空港の飛行場灯火について告示した事項に変更を加えた件（同一三五）　三
○宮崎空港の飛行場灯火について告示した事項に変更を加えた件（同一三六）　三
○鹿児島空港の飛行場灯火について告示した事項に変更を加えた件（同一三七）　三
○旅客自動車運送事業運輸規則の規定に基づき講習の実施機関より業務の廃止届出があった件（同一三八）　三
○貨物自動車運送事業輸送安全規則の規定に基づき講習の実施機関より業務の廃止届出があった件（同一三九）　三
〔官庁報告〕
産業
日本産業規格（厚生労働省・経済産業省、農林水産省・経済産業省・国土交通省）　三
国家試験
令和四年度技術士第一次試験合格者（文部科学省）　三
〔公　告〕
諸事項
官庁
建設業の許可の取消処分、参加者の有無を確認する公募手続に係る参加意思確認書の提出を求める公示関係　三
裁判所
破産、免責、再生関係　三
特殊法人等
公文書等の管理に関する独立行政法人住宅金融支援機構、日本弁護士連合会懲戒処分関係　三
地方公共団体
教育職員免許状失効、行旅死亡人関係　三
会社その他
会社決算公告　三

省令

○農林水産省・環境省令第一号

特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律の一部を改正する法律（令和四年法律第四十二号）の施行に伴い、並びに特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律（平成十六年法律第七十八号）の規定に基づき、及び同法を実施するため、特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

令和五年二月二十七日

農林水産大臣　野村　哲郎
環境大臣　西村　明宏